

## 第7 母子及び父子並びに寡婦の福祉

### 【 子育て支援課 】

全ての母子家庭、父子家庭の児童が、その環境に関わらず心身共に健やかに育成されるため必要な諸条件と、その母及び父の健康で文化的な生活の保障など、母子家庭、父子家庭、寡婦の福祉向上を目的とした「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の理念に基づき、母子父子寡婦福祉施策の充実に努めています。

#### 1 母子世帯及び父子世帯の状況（令和5年3月31日現在）

##### ☆母子世帯及び父子世帯となった理由

区 分	母子世帯数	構成率(%)	父子世帯数	構成率(%)
病 死	13	3.2	5	10.4
交 通 事 故	1	0.2	0	0.0
その他の死亡	4	1.0	3	6.2
離 婚	345	84.6	39	81.3
遺 棄	0	0.0	0	0.0
心身の障害	1	0.2	0	0.0
未 婚	44	10.8	1	2.1
不 明	0	0.0	0	0.0
計	408	100.0	48	100.0

##### ☆母及び父の年齢

区 分	母子世帯数	構成率(%)	父子世帯数	構成率(%)
10歳代	1	0.2	0	0.0
20歳代	44	10.8	2	4.2
30歳代	93	22.8	11	22.9
40歳代	203	49.8	24	50.0
50歳代	64	15.7	9	18.7
60歳代	1(2)	0.7	2	4.2
計	408	100.0	48	100.0

上記の( )は70歳代的人数

##### ☆扶養する子どもの数

区 分	母子世帯数	構成率(%)	父子世帯数	構成率(%)
1 人	259	63.5	27	56.3
2 人	111	27.2	17	35.4
3 人	33	8.1	4	8.3
4 人	3	0.7	0	0.0
5人以上	2	0.5	0	0.0
計	408	100.0	48	100.0

## 2 母子・父子相談

母子家庭、父子家庭、寡婦の生活や児童の養育、修学、就職、家庭などの問題、母子父子寡婦福祉資金の貸付等、その自立に必要な相談指導を行っています。

☆相談員の設置 母子・父子自立支援員  
子育て支援課児童家庭係 電話 82-3194 (直通)  
23-3331 内線 264

☆母子・父子相談件数 (令和4年度実績)

区分	生活一般	児童問題	生活援護	その他	計
母子件数	82	60	97	11	250
父子件数	7	5	6	0	18
合計件数	89	65	103	11	268

## 3 各種資金の種類と貸付状況

母子家庭、父子家庭、寡婦のために、次のような各種資金貸付制度があります。

### (1) 母子父子福祉資金

20歳未満の子どもを養育している母子家庭、父子家庭の生活の安定と向上を助け、またその児童の心身ともに健やかな成長を図るために各種資金を貸し付けします。

### (2) 寡婦福祉資金

子どもが20歳に達し、母子父子福祉資金が借りられなくなった方の生活自立と安定を図るために各種資金を貸し付けします。

☆母子父子寡婦福祉資金貸付状況 (令和4年度実績)

資金名	修学	就学支度	転宅	技能習得	生活	修業	計	貸付金額(千円)
件数	0	0	0	0	0	0	0	0

## 4 母子父子寡婦福祉団体の育成

母子家庭、父子家庭、寡婦の生活の安定と向上を目指して、市内の母子父子寡婦で結成している「伊達はまなす会(旧伊達市母子寡婦福祉会)」の運営を支援しています。

### ☆主な支援内容

公共施設における自動販売機の優先設置

母子父子家庭相談時における伊達はまなす会の活動の紹介